

# よくある質問と回答

※PDF閲覧ソフトの「テキスト検索機能」使用推奨

番号	分類	質問	回答
001	全般	入学試験を受けるにはどうすれば良いですか？	『大阪大学大学院医学系研究科博士課程募集要項』を確認してください。 同要項と出願書類は、本研究科ウェブページに掲載しています。
002	募集要項	『大阪大学大学院医学系研究科博士課程募集要項』や入学願書等の出願書類はどうすれば入手できますか？	同要項は本研究科ウェブページに掲載(PDF版)しています。 出願に必要な入学願書やあて名票等は、すべてウェブページからダウンロードしてください。 冊子での配付はしていません。
003	出願期間	第1回入試の出願期間に、第2回入試へ出願できますか？	出願できません。 第1回入試と第2回入試は、それぞれ異なる出願期間を設けています。 出願は該当する試験の所定の期間内に行ってください。
004	出願資格	日本以外の大学で、修業年限が5年の医学部を卒業しました。出願資格はありますか？	「外国の大学その他の外国の学校（注1）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（注2）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者」  (注1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。  (注2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。  上記に該当する場合は、出願資格があります。 上記に該当しない場合は、事前の資格認定審査において日本の大学の医学、歯学または獣医学、薬学（修業年限が6年であるものに限る）を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力を有していると認定された場合のみ、出願資格があります。 詳細は『大阪大学大学院医学系研究科博士課程募集要項』の「資格認定審査」を確認してください。
005	出願資格	出願資格があるかわかりません。	『大阪大学大学院医学系研究科博士課程募集要項』の「出願資格」および「資格認定審査」をご確認ください。 ご自身の出願資格について疑問がある場合は、下記項目をすべて明記したうえで医学系研究科教務室学生支援係(i-kyomu-gakuseishien@office.osaka-u.ac.jp *アットマークは半角にして送信)へメールにて問合せしてください。  【必要項目】 小学校から今までの学歴・研究歴について ①入学(就職)年月 ②卒業(離職)年月 ③正規の修業年限(学歴のみ) ④あなたの修業年数(学歴のみ) ⑤学校・学部(研究科)名、勤務先名 等  (例) 1996.9～2002.6(正規の年限6年、修業年数6年) 中国 ○○小学校 2002.9～2005.7(正規の年限3年、修業年数3年) 中国 △△中学校 2005.9～2008.7(正規の年限3年、修業年数3年) 中国 □□高校 2008.9～2015.7(正規の年限5年、修業年数7年:留年2年間を含む) 中国 ◇◇大学 医学部
006	出願資格	資格認定審査が必要かわかりません。	

番号	分類	質問	回答
007	提出書類	大阪大学大学院医学系研究科修士課程医科学専攻を修了しました。学部は大阪大学以外の大学を卒業しましたが、学部の卒業証明書と成績証明書は必要ですか？	必要です。 ①大阪大学医学部医学科の在学者または卒業者、および②大阪大学医学系研究科修士課程医科学専攻の在学者または修了者は、①・②に関する証明書のみ提出不要です。 ①および②“以外”の大学・大学院等にかかる証明書は必ず提出してください。
008	提出書類	大阪大学医学部医学科を卒業後、他の大学に入学しました。他大学の卒業(見込)証明書と成績証明書は必要ですか？	ただし、①または②の在籍時と現在の氏名が異なる場合には、戸籍抄本等の「改氏名した前後の氏名が確認可能な書類」を提出してください。
009	提出書類	大学在籍時と現在の氏名が異なる場合は、追加の書類が必要ですか？	在籍時と現在の氏名が異なる場合には、戸籍抄本等の「改氏名した前後の氏名が確認可能な書類」を提出してください。 ※大阪大学医学部医学科および大阪大学医学系研究科修士課程医科学専攻の在学者または卒業(修了)者を含む。
010	提出書類	第1回入試に出願後、第2回入試に出願する場合は、同じ必要書類を再度提出しなければなりませんか？	再度提出が必要です。 第1回入試にて提出した書類をもって、第2回入試に提出したことにはできませんので、ご注意ください。
011	提出書類	外国人留学生で、母国の政府から奨学金を受給していますが、検定料が不要な「国費留学生」に該当しますか？	該当しません。 国費留学生とは、日本政府(文部科学省)奨学金を受給している学生のことを指します。
012	提出書類	大阪大学大学院の修士課程(または博士前期課程)を修了見込です。医学系研究科修士課程医科学専攻以外に在籍していても、検定料は不要ですか？	大阪大学大学院の修士課程または博士前期課程を修了見込の場合は、検定料は不要です。
013	その他	上記以外の質問があります。	医学系研究科教務室学生支援係(i-kyomu-gakuseishien@office.osaka-u.ac.jp *アットマークは半角にして送信)へメールにて問合せしてください。